

「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組の促進に向けた取組」に係るパブリックコメントの実施結果を公表します

川崎市では現状の良好な大気や水などの環境を維持し、更なる環境負荷低減と環境が良好であるという市民実感の向上を図るために、市民・事業者・行政すべての主体の環境配慮意識の向上に資する取組を推進しております。

この度、令和7年3月の環境審議会答申を踏まえて取りまとめました「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組の促進に向けた取組(案)」について、市民・事業者の皆様から広く御意見を募集しました。

その結果、6通(総意見数24件)の御意見をいただき、寄せられた御意見が案に添ったものや今後の参考とするもの、要望等でしたので、次のとおり公表いたします。

今後、この内容に基づいて、条例施行規則の一部改正手続きを行うなど事業者の自主的取組の促進に係る新たな取組を推進してまいります。

1 意見の募集期間

令和7年8月29日(金)から9月30日(火)まで

2 実施結果の概要

意見提出数(意見件数)		6通(24件)
内 訳	電子メール(専用フォーム)	4通(18件)
	FAX	2通(6件)
	郵送	0通(0件)
	持参	0通(0件)

3 添付資料

- (1) 資料1 今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組の促進に向けた取組に係るパブリックコメントの実施結果について
- (2) 資料2 今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組の促進に向けた取組について(概要版)

4 その他

「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組の促進に向けた取組について(本編)」及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則新旧対照表」については、川崎市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/300/0000179117.html>



【問合せ先】

川崎市環境局環境対策部環境対策推進課 千室
電話 044-200-2515